

地方債と一時借入金について

地方債

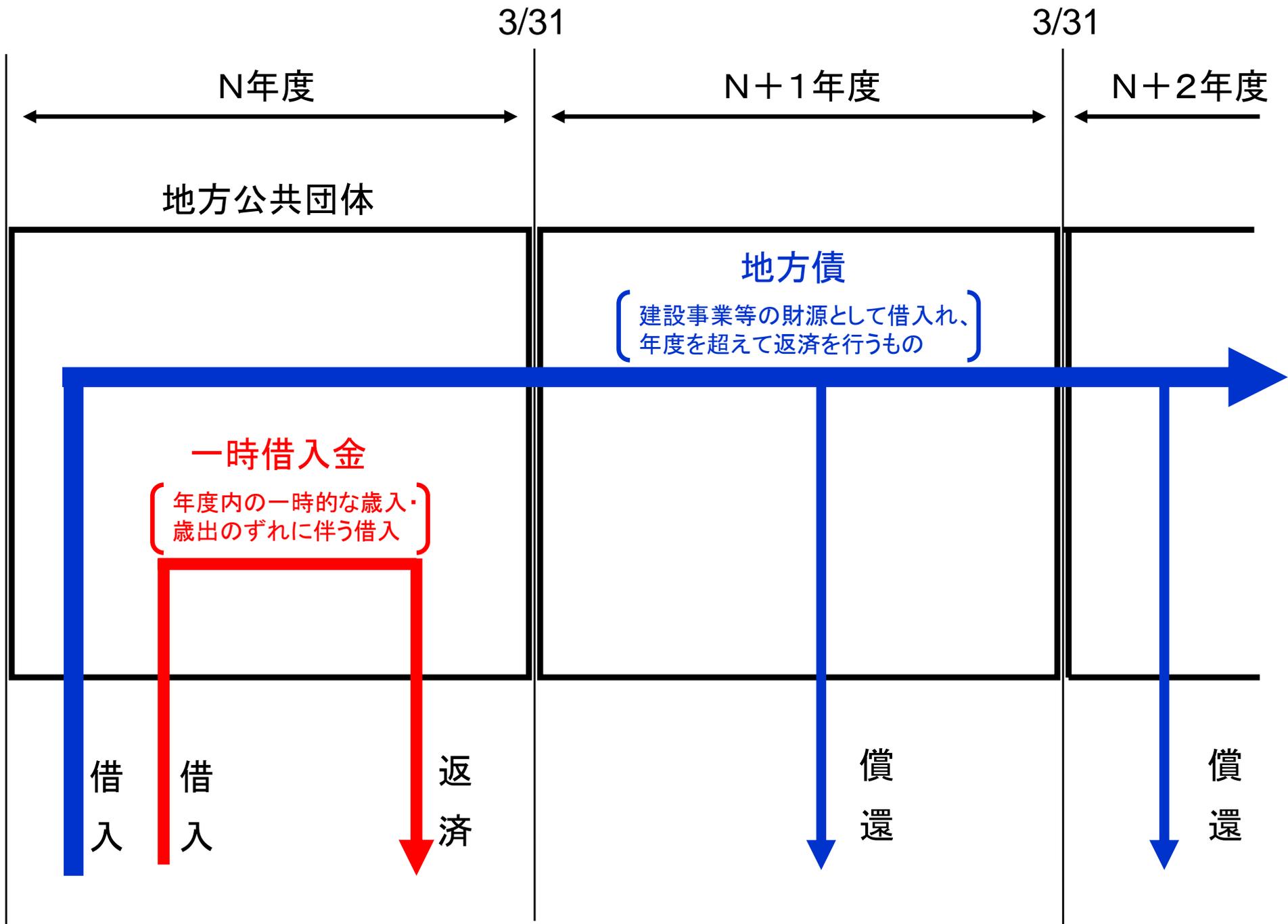
※予算・決算上の歳入項目

- 地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。
- 地方債を財源とすることができる場合は、公共施設の建設事業等に制限されている。(地方財政法第5条)
- 地方債の発行に際しては、総務大臣又は都道府県知事に協議が必要とされ、赤字団体等については、総務大臣等の許可を受けなければならないこととされている。(地方財政法第5条の3、第5条の4)

一時借入金

※予算執行過程での資金繰りとして行うもの

- 地方公共団体が、一会計年度内において、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために借り入れる金銭。
- あくまで歳入と歳出の時期的なズレの調整のために認められているものであり、歳入歳出予算の財源となることはなく、年度内に償還しなければならないこととされている。(地方自治法第235条の3第3項)
- 一時借入金の借入限度額については、予算で定めなければならないこととされている。(地方自治法第235条の3第2項)。



一時借入金と不適正な財務処理との関係について

- ①特別会計の赤字を埋めるため、一般会計がN年度に必要額の貸し付け。
- ②この貸付金について、とりあえず一時借入金(金融機関より)で手当て。
- ③特別会計は、一般会計からの貸付金を、N+1年度会計において5月までに返済。
- ④この特別会計からの返済金を一般会計はN年度(出納整理期間)に収入し、一時借入金を金融機関に償還(出納整理期間に一時借入金を返済することは認められている)。
- ⑤特別会計のN+1年度における返済金の財源がないため、N+1年度において一般会計がさらに必要額を特別会計に貸し付け。このための資金手当は一時借入金により行う。
- ⑥この手法が繰り返されると、特別会計の赤字が毎年度同額とすれば、その額だけ一般会計の特別会計に対する貸付金が増加するとともに、その資金手当となっている一時借入金額もその分だけ毎年度増加することになる。

